## 「RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い」の概要

日 時:平成22年7月26日(月) 19:30~21:30

場 所:栗東市役所 第1会議室

出席者:(滋賀県) 正木部長、上山管理監、岡治室長、中村主席参事、井口室長補佐、卯田主幹、木村副主幹、平井副主幹、鵜飼副主幹、秦主査

(栗東市) 乾澤部長、竹内課長、矢間主査

(連絡会) 赤坂、小野、上向、中浮気団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの 各自治会から計21名

(傍聴者) 1名

(県会議員)木沢議員

(市会議員)池田議員、太田議員、北野議員、野村議員、藤田議員、山 本議員

(マスコミ)読売新聞、京都新聞、毎日新聞、NHK

(出席者数 47名)

司会:本日はお暑い中お集まりいただきありがとうございます。ただいまから R D事案に関する周辺自治会との話し合いを始めさせていただきたいと思います。会議の始めにあたりまして、正木琵琶湖環境部長からご挨拶申し上げます。

部長:みなさんこんばんは。大変猛暑の中、お疲れの中、話し合いに足を運んでいただきまして、まずもってお礼申し上げる次第でございます。また、6月20日には知事に皆さんの方から「今後の県の対応」についての見解書を提出いただきまして、その中で有害物調査等に係る今年度の予算執行につきましてご理解をたまわったところでございまして、改めましてお礼を申し上げるしだいでございます。

県では、これを受けまして、現在、早急に調査に取りかかれるように諸準備を進めているところでございます。ただ、これは広く入札を行う一般競争入札でやるものですから、若干、手続きに時間がかかっておりますが、9月にはこうした調査にもかかれるように、作業を精力的に進めておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、皆様方からご指摘がございましたが、過去のデータ等を整理して提出 をするようにとご意見いただいているわけですが、ぜひ調査が実際に入るよう な時期になりましたら、情報を共有して進めるということが大切でもございますので、できるだけわかりやすい形でデータを整理させていただいて、これも提出させていただきたいと思っております。それと、調査にあたりまして、これまでやってきた調査結果、あるいは従業員からの聞き取り調査、こうしたものについても是非調査に反映させるようにとのご意見をたまわったと思いますが、私どもも全くそのとおりだと思っておりまして、これまでも何回も聞き取り調査をやっているわけですが、例えばドラム缶を埋めたという従業員の証言につきましても、改めて関係者から聞き取り調査を行っているところでございます。これも近日中には終わろうかと思っております。

私どももいたしておりますので、皆さん方でもいろんな情報をお持ちだろうと思いますから、当然個人の秘密は守らなければならないわけですが、例えばどこへ埋めたとかいう話で確実性のある話をご存じであれば、是非、県に情報を提供いただいて、情報を共有しながら、そうしたものを優先的に調査させていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思っております。

今日の話し合いにつきましては、調査についてはご理解をいただいたということで、しかしながら、別紙2、3について引き続き話し合いを継続しようということで、今日は、今後の進め方をどうしていくかということをまず、押さえさせていただき、双方が共通理解をしておいた方が良いのではないかと思いますので、そうしたことを中心に今日の話し合いをさせていただければと思います。また、自治会の方からも別紙2、3については議論をしたいとのご意見もいただいておりますので、どういった形でやっていけばいいのか、まずはそこらへんから入らせていただければと、そんなふうに思います。どうかよろしくお願いします。

司会:本日は、ご案内のとおり、だいたい9:30頃までを目途に話し合いを 行いたいと考えております。はじめにお断りさせていただきます。本日は、県・ 市とRD問題にかかる周辺自治会の皆さんとの話し合いであります。傍聴の皆 様方からのご発言はご遠慮願いたいと考えております。

では、お配りさせていただいた資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。まず、お配りしております資料が2枚ございます。A4の横の「今後のスケジュール(案)」というものと、「有害物調査検討委員会の委員選定の考え方(案)」ということで、A4の縦、この2枚でございます。まず、県の方からこの2枚の資料について説明をさせていただきまして、その後ご意見をお伺いしたいなと思っております。では説明させていただきます。

まず、「今後のスケジュール(案)」というA4の横の資料から説明させていただきます。1番目に有害物調査検討委員会と有害物調査ということで、どう

いう内容で今後進めていくかという、あくまで案でございます。上段が検討委 員会の項目、下段がそれに基づいて並行して行う、有害物調査の流れになって おります。第1回から第8回と書いていますけれども、具体的な時期について は、現時点ではご容赦願いたいと思います。検討委員会はだいたい8回を予定 しております。第1回目に、まず現地確認、既存データによる現状把握を行い ます。第2回目に住民意見の聴取、ボーリング位置などの意見をお伺いし、第 3回目にその意見を基に、ボーリング位置の検討を始めていく、第4回目につ いては、一次調査結果の評価、二次調査計画の検討ということで、一次調査と いうのは、今のボーリング位置の検討というのは一次調査に並行してやってま す、で、第5回が調査結果の評価、第6回が住民意見の聴取、これは対策工に ついての住民意見の聴取ということになって、第7回が対策工基本方針の検討、 第8回が対策工の基本方針の検討、対策工の基本方針の検討については2回程 度行うのかなという、これは漠とした回数、内容になっております。下が有害 物調査、それに並行して、第1回の検討委員会までに、だいたい既存データの 整理を行うと、そこから一次調査ということで、第4回までには整理を行う、 第5回までに二次調査を行っていく、第8回の頃までに対策工の基本方針の検 討を行うというような流れ、こういうイメージを持っております。

下の2番目の全体スケジュールというのが、この1番の流れを踏まえた、中 長期的なイメージになります。見ていただくと、左が項目で、右が年度という ような形になってます。今申し上げました検討委員会、22年度の今の段階で 嵌めていってるわけですが、8月までに委員会の委員選定を行い、9月から委 員会を行いたいということで、22年の3月までという一応のイメージを持っ ております。その有害物調査、下ですけれども、それに並行して9月から2月 までというイメージを持っております。調査が終わって今後どういう段取りで いくのかという、中長期のイメージなんですが、設計ということで、その委員 会を受けて基本方針、対策工の基本方針の検討を行っていくのが、最後のほう で、22年度の3月、一ヶ月半ぐらいを嵌めてます。下、対策工の基本設計、 詳細設計というのは、これは23年度の予算になると思います。23年度から 24年度の一年くらいをイメージしております。それと並行しまして、環境省 の方に産廃特措法にのせる、国の支援を受けるための申請書と言いますか、実 施計画書の策定作業というのが並行して23年度の途中から24年度の途中 に、環境大臣の同意というのが、24年度の中頃ぐらいに同意をいただきたい、 という流れで、一番下が対策工事ということで、同意をいただければ入札手続 き、対策工の工事の着手の準備、25年度になれば対策工事になろうかと、こ れはあくまで中長期のイメージで、何もかもが順調にいった場合の最短のスケ ジュールというイメージになっております。以上が県の現段階のたたき台と言

いますか、今後のスケジュール案でございます。

続きまして、縦のほうです、先ほど言いました検討委員会の委員選定、8 月中というイメージを持たせていただいてるんですが、具体的に委員選定の考 え方の案ということで、このように考えております。説明させていただきます。

必要な分野は、他の特措法案件で先行されている他の県とか市とかの場合 を参考にしています。技術的な専門の分野を整理すると、だいたい以下のとお りということで、左が区分、右が他県市の委員会で使われている分野の名称と いう整理をさせていただいています。例えば、廃棄物工学という区分であれば、 他の県市の委員会で行われている場合ですと、廃棄物工学、廃棄物管理、反応 工学、衛生工学、環境工学、廃棄物処理対策、廃棄物化学、環境衛生工学とい ったような分野の名称になっています。地盤工学につきましては、地盤工学、 環境地盤工学、土壌工学、土質工学、構造工学、地質学、水・土壌環境工学、 土木工学ということになっています。地下水につきましては、水質、地下水、 水文学、公衆衛生については、公衆衛生学、保健衛生学、その他になりますと、 システム工学、化学、臭気、化学物質、環境科学、大気汚染対策、消火対策と いったような分野になっております。今回の有害物調査検討委員会は、有害物 をできるかぎり探して取るための助言をいただくために設置するものでござ います。廃棄物の状況や挙動、地下水への影響を検討いただく廃棄物工学と地 下水の専門家は必要であると考えています。汚染の広がりを検討するために、 地下水と併せて地盤(土壌)の専門家も必要であると思っています。今回設置 する委員会は汚染源対策についての委員会であるので、汚染による影響に関す る分野、公衆衛生や、臭気や、大気汚染等の専門家については委員とはせず、 必要に応じて意見聴取するものと考えています。廃棄物工学、地盤工学、地下 水の分野から専門家を選定し、必要があれば他の分野の専門家の意見を聴くも のとします。2番、例えば専門家の例示ですが、大学において廃棄物、地下水 または地盤の分野の研究を行っている教授、環境関係の公的研究機関等におい て該当分野の研究部門で指導的な立場にある者というのが、専門家というふう に考えています。めくっていただきますと、参考といたしまして他県市、近隣 の岐阜市、三重県、福井県における産廃特措法事案に関する検討委員会の構成 例ということで、参考に3委員会をお示しさせていただいています。委員会の 名前と、人数、役職、専門分野を書かせていただきました。以上が県の方で考 えております案でございます。ご意見ございましたらお願いいたします。

管理監:補足的に説明させていただきますと、今説明させていただきました調査検討委員会につきましては、できれば、調査の相手方が9月早々には決まるかなと、調査検討委員会の委員さんはできれば8月中に決めたいなと思ってお

りまして、したがいまして、地元の皆さんから推薦いただくということであれば、これは勝手な思いでございますけれども、盆明けぐらいを目途に推薦をいただければ大変ありがたいなというふうに考えている次第でございます。どうかその点についてもよろしくお願いいたします。

司会:時間もございますので、後ほどでも結構ですので、ご意見ありましたらお聞かせ願いたいと思います。続きまして意見交換を行いたいと思います。まず、去る6月28日に環境省の荒木室長に来ていただきまして、お話をいただきましたけれども、環境省の荒木室長の見解のまとめについて、うちのほうから説明させていただきたいと思います。

管理監:6月の28日にですね、環境省の荒木さんが見えまして、いろいろ環境省としての考え方を説明していただいたところでございます。その中で、従前からこうしてわれわれと地元のみなさん方とでお話をさせていただく中で、少し認識にズレがある部分についてもコメントをいただいた部分がございますので、2、3、こういうことでしたねということを私の方から説明させていただいて、それも踏まえながら、いろいろご意見をお出しいただけたらな、というふうに思います。

まず私どもは、含有試験をさせていただきますと、こういうことを申し上げているわけでございます。ただ含有試験の結果をどう反映させるかということにつきましては、少し意見のズレがあるかなと考えているところでございます。この部分について、このような説明だったかなというふうに思っておりますのは、含有量と溶出量というのは別の世界であるということ、含有基準だけ超えているのであれば、すなわち溶出基準は超えていないが含有基準は超えていると、こういうものでございますけれども、これだけであれば、表土を覆土し、直接摂取するルートさえ遮断すればいいのではないか、基本的にはそう思っているけれども、しかし、個々の事案で、そういったことも心配だということであれば、専門家のアドバイスを受けられたらどうですかと、こういう話があったかと思っております。

それから例えば生活環境保全上の支障についてでございますけれども、基本的には、判断基準のあるもの、それが具体の支障としてあげられるかなという話がございました。したがいまして、精神的な、あるいは社会的な問題については基本的には入らないというふうに考えていると、こういうような話があったかと思います。

それから検討委員会についてでございます。皆様方からは住民参画の委員会 と、こういうようなご提案をいただいておるわけでございますが、基本的には 専門家で構成するということにされてはどうですかということと、その委員会は何かを決めてもらうということではなしに、住民の皆様から相談いただく場、あるいは行政の立場から言えば、助言をいただく場にしたほうがいいのではないかというお話もございましたし、当然住民の皆様から推薦される専門家がおられてもおかしくないと思います、しかし、あくまでも専門的な助言をいただく場にされたほうがいいんじゃないですか、といったような話もあったかと思います。

それから対策工に関わる話でございますが、これは従前から住民の皆様からご意見をいただいている許可容量を超える分をどうするか、そういう話についてでございますが、要は行政が行為者に対して改善命令をかけるスキームはありますよと、しかし、それはもっと前の段階ですと、改善命令は元に戻せという命令をかけますので、許可されていないものは取り除けという話になるのだけれども、これはもっと前の段階で、栗東市の事案も含めて多くの場合は行為者に対して措置命令をかける、しかし、これがお金がない、できないということで行政が代執行する、こういう事案、これについては行政は原状回復じゃなくて、生活環境保全上の支障を除去すること、それも区域の外に出さないようにすること、これが行政がすることです、環境省が行政代執行に対して支援をするというのは、あくまでも生活環境保全上の支障の除去のため必要な範囲内です、ということがございました。

それからもう一つ、これも従前から出ておりますが、鉛が含有量の基準を超えている、しかし溶出基準は超えていないという場合で、将来にわたって大丈夫かという懸念があるのであれば、これについても専門家に、どういうような対応が必要かということを相談されてはどうですかと、こういうような話があったかなと思います。

こういうことを踏まえながら、いろいろご意見をお出しいただけたらなというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

部長:今、ちょっとお話しした話は、また環境省に確認を取ってますので、ペーパーにまとめるような形で次回にもお出しができればなと思っております。ですから、環境省は、荒木さんも最後の仕事できていただいて、そういう話になっていたと思いますので、そういったことも環境省の見解で言われたんですが、後はどこまでこれに住民の皆さんのご不安なんかにお応えするような形での許容範囲、あるいは別の対応ができるのか、そうしたこともこれからこの議論の中でさせていただけると思っております。

司会:先ほど説明させていただきましたスケジュール案、委員選定の考え方と

いうのも含めまして、ご意見等ございましたらお願いします。

住民:じゃあ、誰も意見がないなら発言します。

有害物調査検討委員会の話ですけどね、これは有害物の調査をするための委員会だというふうに私はこれまで考えていたんですよ。ところが6回目から対策工を6、7、8と検討することになってますよね。これはちょっと意外な感じがして、前回のRD最終処分場対策委員会、これは対策工を作るためという最終目標が決まっていて、そのための調査からの議論があったわけですね。

この調査検討委員会は、僕は実態解明が最終目標だと思ってたんだけども、 それ以外の話が出てくるというのはちょっと初耳で、そんな話は聞いてないよ と私は思うんですが、これはいかがですか。

管理監:これはいままで十分に説明をさせていただけていない部分も確かにございました。ただ、今年度の予算につきましては、対策工法の基本的な方針を決めるところまで予算を取っておりまして、この調査結果を踏まえて、大きな次の住民の皆さまとの話し合いのテーマになるわけでございますが、これについても固めていきたいというふうに考えておりました。

今、あれでしょうか、調査検討委員会が対策工の基本的な枠組みというか方向というか、当然調査が終わりましたら必然的に議論がそこにいくということでございますけれども、それは特段、とりたてて、調査検討委員会の所掌をふくらませるというのは支障はございませんでしょうか。我々としては、そういうことを前提に考えておったんですが。

住民:私は、実態解明が調査検討委員会の最終目標だと思ってたんですよ。それ以外の対策工を決めることが最終目標だとすると、この調査検討委員会という名目自体が変わってきますよね。

部長:今の説明がちょっと違う点もあったかと思うんですが、まず、この調査検討委員会は、調査をするにあたってのアドバイスをいただくと。ただその次に、そこでまったく終わりかというと、次にどんなところへ移っていくかということの、入口くらいのところまではそこで意見を聴いたらどうだろうと、こういうふうに思っているのであって、どういうふうな工法を採るかというのは既に前も検討委員会をやって一定の方針も出ている、その積み上げもあるわけですので、そうしたことも踏まえながら、それは県で最終的には決めなきゃいけない話ですし、しかも対策工そのものは環境省との協議が整わないといくら立派なの出してもどうしようもない話ですので、調査を踏まえた入口の、どう

いう方向へ行こうかという、それくらいのところで止まるものと思っている。

住民:ただ、このスケジュール案では8回のうち4回は、後半半分はそっちに なってますからね。

部長:いや、6、7、8と3回とってありますけど、別にこれにこだわるわけではないです。一定の整理というものだと思っていただいたらいいと思うんですが。

住民:今の さんと同じような疑問をもっているんですけれども、荒木室長の言葉を言っていただいたんですが、検討委員会については、荒木室長も、何かを決定する場にしないほうがいいと、ということをおっしゃってました。で、これでいきますとですね、対策工基本方針の検討というのが2回ありますよね。検討すると、何らかの結論を求めるようなかたちになりはしないかという。そうすると、 さんがおっしゃったような、調査検討委員会のそもそもの趣旨が違ってくるのではないかという気がするんですね。そうすると、我々が同意した、調査に関する予算の執行については同意しますという見解書、これから覚書を交わさないといけないんですけども、そこについてもちょっと疑問が出てくるもので、こういう誤解を招くような表記は避けていただきたい。

部長:あくまで、検討委員会というのは、前にも言いましたように、結論を出していただく場ではなくて県が意見を聴く場という前提でありますので、ここで何か決めてもらうというものではありませんので、それと回数についてもだいたい8回くらいやってはどうかということで仮置きしてるだけですので、特にここを十分に云々とかいう話ではありません。もし誤解があるようでしたら、また訂正なり変更なりさせていただきたい。

管理監:みなさんどういう意見でございますでしょうか。我々としては、調査を終えてここの状況が把握できれば、当然、次は対策工の検討になるわけでございまして、対策工が決まらなければ、次の設計、基本設計なり詳細設計なりに入れませんし、国への申請書も作れない、こう考えているわけでございます。ただ、これはどんどん県が独断で進めようという気持ちを持っておるんではなくて、次の住民の皆さま方との話し合いの大きなテーマが対策工の中身だろうと、当然そう思っておりますけれども、ただ、今後の進め方としては、このような感じかなと思っております。

- 部長:ですから、特に環境省に申請を上げようと思いますと、そのときに、対策工についても一定の専門家の意見を聴いた上でやってないとだめですよと、こういうことがありますので、それを書かせていただいているというものです。当然、この中には、住民の皆さんの意見をここで聴くのを前にしていかないといけない。ですから、ここで決めてしまうとか、そういった性格ではまったくないと思っております。
- 管理監:ここに書いていますとおり、第6回目に、対策工について、専門の委員さんと住民の皆さん方とで意見交換をしていただく、こういう場面も用意しておりますし、当然、県と住民の皆さん方に対策工の基本についてこうしてお話をさせていただく必要もございます。また、見解書には、対策工について協定を結ぶということも書いていただいているわけでございますので、当然、県が独断でどんどん進めていくというものではないと我々は考えています。いかがでしょうか。違和感ございますでしょうか。
- 住民:これをあくまで聴取的?な委員会と考えたときにね、住民の意見聴取はあるけど県の意見聴取はないよね。県は意見もなにもなしで勝手に進めるというふうになっていくのかな。そういう点がおかしいのではないかと。公の場で県の意見も聴取したほうがいいんと違うかと。
- 部長:この場でも、県はこういうふうにやりたいというのをご提案させていた だくと。
- 住民:そうでないと、県と委員会とでああしようこうしようとするような感じがしてしかたがないんです。
- 管理監:今のお言葉ですけど、県と委員会とが結託して、こうしよう、ということを仮にしたとしても、対策工の設計に移ろうと思えば、基本方針のところで、合意ができなければ23年度の対策工の基本設計には入れませんのでね、なんというのかな、しっかり釘を刺していただいてますから、そのようなご懸念にはおよばないのかな、と思いますが、いかがでございましょうか。
- 住民:これ、有害物調査検討委員会ですね。だから、最終目標は何ですか。僕は処分場の実態解明をすることが最終目標だと思っていたんです。ところがそうではなくて、対策工を環境大臣にあげるための基本方針の策定までが最終目標だということになると、ちょっとこれは有害物の調査検討ではなくて、もう

少し幅広い、前回作った対策委員会のような位置づけなのかなと、見直さなければいけなくなる。そうなると、さっきおっしゃったように、どれだけ住民の意見が答申の中に反映されるかということをすごく危惧するんですね。前回は住民参加型だったから、その場で住民の意見が言えて、毎回毎回出たんですよ。ところが今回の場合は、意見聴取の機会を設けますとは言うんだけど、それはスポット的にやられるわけでしょう。それなら前より後退じゃないですか。

管理監:これはたまたま1回になってますけれども、もう一回とか、あるいは、なんと言えばいいのか、実際はここのこういう場が、対策工をこうしましょうかということの基本を決定する場になるんじゃないかなあと、我々はそういうイメージを持っておりますけれども。

住民:だから、有害物調査検討委員会として、\*\*の実態解明の方針をあげた 段階で、じゃあ対策をどうするかというのは、改組してね、その委員会をもう 一回組み替えて考えていくということのほうが筋がとおると思うんです。

少なくとも我々は、この間覚書を結んだときには、調査に対するコメント、 助言をするのが調査検討委員会だという了解で我々は覚書を交わしたんです よ。対策までその委員会に下駄を預けてしまうつもりは全然ないわけですよ。

管理監:それはね、下駄を預けるとおっしゃいますけれども、これはあくまでアドバイスをもらって、決定するのはどこかというと県が決める...。

住民: いや、もちろんそうなんだけど、決定は我々の中で決まるにしろ、ただ、 答申を上げたという意味は大きいですよね。

管理監:答申?

住民: つまり、これは諮問機関としてたぶん作られるわけでしょ。知事に対して、こういう対策工基本方針というのを上げるわけですね。

部長:いや、ただですね、これは答申という形ではない。あくまでも意見を聴くだけであって、諮問・答申の形ではないんです。意見を聴いて参考にするだけで、参考ですから場合によってはそれと違うやり方を、考え方を県が採る場合もありうるということですね。当然それはリスクもありますけれども。

住民:それは、この間の対策委員会も同じでしたよね?

部長:そうです。

住民:で、意見はまとめるんですよね?

管理監:いえ、前回は、対策委員会として知事に報告書をいただきました。で も今回は、有害物調査検討委員会として何かを決めていただくというのではな しに、再三、申し上げておりますが、あくまでの当該専門分野についての専門 家から助言をいただくと。

住民:ここの、対策工の基本方針というのはどこまで入るんですか?つまり、 原位置封じ込めをするのか、あるいは有害物を撤去するのか、ということもこ の検討委員会が決めるんでしょ?基本方針としては。

管理監:いえ、それは何回も申し上げておりますけれども、検討委員会として 対策工法を決定するというのではないです。

住民:いや、もちろん決定はしないんだけど、これが望ましいという案は出す んじゃないんですか?

部長:というよりですね、県はこういうやり方でしたい、と思ったらですね、 それであれば調査がここまでで妥当なのかどうかとかですね、むしろ逆の話に なるわけです。県がこれを決めないといけないわけですので。だから県はこう いう対応をとりたいというのであれば、調査はこれでは不十分だとか、それな らここもしないといけないとか、そういうのであって、検討委員会のほうから こういう案を、というのをまとめ上げるのではなくて、むしろこちらがこうい う方針でどうぞ理解をと、これでどうお考えになりますかと。

住民: それならばね、この今後のスケジュールのもう一段上にね、住民側と県側との意見交換のスケジュールをまず作ってもらわないと。それも、どういうふうに有害物調査検討委員会におろすのかというのを作ってもらわないと、これは誤解を招く資料だと思う。

そうすると、基本的には、我々と、こういう場を今後どういうふうに設定 していただけるのかということのほうが重要なのであって。

管理監:常時やっていくわけですよね。

住民:それがもっとちゃんと、常時というか、この有害物調査検討委員会との 兼ね合いがありますよね、先生方は随時来て集まっていただけませんから。だ から、県と住民側との話し合いをどういうふうにするかまずスケジュールを設 定して、それをまず入れていただいて、その上で、そこで決まったことをどう 有害物調査検討委員会に上げるのかという図を作っていただかないといけな いです。

管理監:そう思ってます。こういう場は、我々としては定例的に持っていただきたいと思っています。常設というか、月に1回とか2回とか、そういうふうに思ってますので、敢えてここに書くまではしてないんですけれども、当然、こういった場で検討していくのかなと思っています。

住民:今回は、見方によっては、県が自分たちのいいとこ取りをするんではないかと、そういう気持ちが出てくるんですよ、どうしても。つまんでね、ここいいな、ここいいなと。最終的に決定するのは県じゃないですか。

管理監:それはもちろんそうです。 県が最終、責任を持ちますから。

住民:いや、最終責任だけではだめなんです。今までさんざん問題を起こしてきたのは、その県の最終責任の\*\*ですからね。もう二度とそういうことのないようにしないといけないんだから、やはり僕らも納得する形の方式をちゃんと採っていただきたいんだからね。

管理監:それは全然違和感はないです。 さんからいただいた指摘については何も異論はないし、 さんがおっしゃったこともそうだと思いますので。 もしそこでこういった場も入れておけということであれば、何らかの形で、入れるのは何も異論はありません。

住民:この資料を拝見しますとね、対策工基本方針の検討1、2とあります。 これは委員会として、調査結果に基づいて、どういう基本方針とすべきかとい うことを検討されるわけでしょ、この内容は。

これは委員会の基本方針の検討ですから。だから委員会として...。

部長:ちょっと表現がまずいんですけれども、我々が思っているのはここが工 法を決めてしまうというのではなくて、あくまで県が関係者と協議をして決め なきゃいけない。

住民:ええ、それはわかりますよ。あくまで、これは委員会の案をまとめられるんですか。

部長:そうです。

住民: その案をどう決めるかは、いつも言われているように県がお決めになる。 これは住民と相談の上でお決めになると、こういうことですかね。

部長:そうです。そのときに、委員さんに、専門の方々に…。

住民:委員会の案として、答申という言葉は語弊がありますけれども、委員会としてこういうふうにまとめるという内容になってますよ。当然そうなりますよ。助言だけで、そんな無責任な委員会なんてないと思うんですよ。委員会で検討されるということは、ある程度の基本的な方向付けをする、あるいは県や住民に対して質問等に答える、専門家の立場からはこういうふうに考えるべきですよと、そうなりますよね。そういうなかで、対策工の基本方針をある程度委員会としてまとめられなければ、委員会で検討だけしてまとめない、そんな中途半端な委員会になるんですか?

管理監:ただ、何度も同じことを言いますが、実際に決まっていくのはこういう場で決まっていくと思うんですよ。例えば、県としてはこうしたいと思いますよね、しかし、住民さんからこういう意見をいただいた、それで一回アドバイスをいただく、ということがあると思うんですよ。で、アドバイスをもらって、専門家にアドバイスを聞きましたらこういう意見をもらいましたがいかがでしょうかと、こういうことになってくると思うんですよ、実際は。だから委員会が決めるということではなくて、委員さんの意見はどうですかとアドバイスを求める、それを受けてここで議論していく、そういうイメージを持ってるんです。

住民:アドバイスを受けても、まるっきり反対のことを県がすることもあるんでしょ?

管理監:なかなか、そう言われると難しい、まるっきり反対ということはないでしょうけど…。

住民:もしそういうことになったら、何のために検討委員会で一生懸命討議を して結論を出したんだということになりますよ。それは前も、県の委員会がそ うでした。一生懸命時間費やして、結果出して、県が出したものはまるっきり 違うということだったんですよ。それもありうるということですか。

住民:住民側と県側の話し合いを基本線とするということが諒解できるんでしたら、まずそこのシステムを作ってもらいたいんだよね。それを踏まえて委員会のほうに助言を求める、それを住民と県側が話し合う場にもってくる、そういう形でシステムを組んでもらいたい。結局これは、従というか、助言する仕組みは書いてあるんだけど、主たる仕組みは書いてないから、今後のスケジュール案になってない。あくまで、県がおっしゃるように県と住民との話し合いを基本線にしますというんだったら、まずそれをしっかり作ってもらいたいと思うんですけど。

管理監:我々はそう思っているんだけど、表せてないので...。

住民:おっしゃるように住民と県との協議は常時開催するということですが、 具体的にその日程を月1にするのか月2にするのかわからない、それと、1回 から5回まで、これはだいたい調査に係る検討委員会ですね。で、6回以降が 対策工の基本を考える場だということなんですね。だから1月か2月頃までに 5回開かれる、調査に関しては。そうすると、それまでに我々住民側の調査に 関する声がどこで反映されるのか。我々はそこの、日程的な部分が非常にほし い。併せてそこで、我々の声がこの検討委員会で、こういう問題を調査してほ しいという意見に対してどう反応してもらえるのかとか、質問したいことなど があるんですよ。そこの日程、スケジュールがはっきりしていない部分がある。 まず、それをしっかりしてもらいたい。

管理監:それは調査に関してもそうだと。

住民:もともとが調査検討委員会、この覚書には一つそれがメインになっていますからね、 さんがいうようにね。で、対策工に関する問題については一部検討に入らないといけないかもしれないが、そこの部分がもう少し中途半端だなと。

住民:メインストリームをまず作ってから...。

管理監:後からお願いしようと思ってたんですけれども、こうした場を定例的 に開くということもお願いしようかと思っていました。

住民:この前の別紙2、3に関わって協議する場が必要になってきますね。調査に関わってですから、これは早いことしないといけないわけですよ。そこの設定をしないといけない。

管理監:では、こういう場、メインストリームを入れ込んで、修正させていた だきます。

住民:修正できるんであれば、対策工の基本方針の検討という文言は違和感が ある。調査検討委員会で対策工を検討するということになると、何らかの結論 をそこに求めるような気がしてならないと。

管理監:そこは、調査が終われば対策の議論になりますので...。

住民: それを調査検討委員会でやるのか、改めて別の組織を作り直してやるのか。あくまでもこれは有害物調査検討委員会、調査に関する検討委員会ということで、同意を...。

管理監:調査についてアドバイスし、調査の結果についてもアドバイスする。 調査の経過を見ている人に対策工についてもアドバイスをいただくというの は、何も特異な話ではないと...。

住民:アドバイスいただくのは結構なんですけども、基本方針の検討という文 言になると、検討という言葉に引っかかりがある。

管理監:ああ、表現だけだったら、どういう表現がいいですか。

住民:助言というのは?

管理監:助言ですか。すべて助言なんですけどね。

住民:だからそれを明確に、助言なら助言としてもらわないと、我々もすごく 今までの県に対する不信感が強いものですから、こういう文言ひとつとっても、 助言が検討ということになると、ここで何らかの結論が出てしまうんではないかと思ってしまうんですよ。

管理監:十分誠意を持って対応させていただいてるつもりなんですけど...。

部長:ここに書いてあるのは、委員会が何をするというより、我々、県として アドバイスを受けるために何をするかというのをここに書いてあるものです から、そこで委員会の名前が出てくると検討委員会がこうするんだろうという 誤解が出てきているんだと思いますので。

住民:そういうふうにしか見えないですよ。

部長:あくまでこれは県がする話ですので。

管理監:何々についての助言、としておけばよいですね。それと、メインスト リームを並列で書くと。

司会:ほか、ございますでしょうか。委員の選定についても資料がありますが、 そちらのほうとかでは。

住民:この委員会は、公開でされるということで、住民の方々も傍聴に行かれると思うんですね。毎回、委員会終了時に、短時間でいいんですが、住民が質疑応答を先生方とできる機会をちょっと設けていただけるといいんじゃないかと思います。

部長:ぜひそれは、全体の都合もありますけども、いい提案だと思います。

住民:別にそれは終わってからじゃなくても、会議中であっても。なぜかというと、今入った人で、把握できますか。できないですよ。現状把握のためには、今まで見てきた者の意見を聞くというのが大事なことだと思います。盲目で物を探しているようなものですよ。それは無理ですよ。

管理監: さん、それはまとまって丸々1回はそういう意見交換の場を持たせていただきますし、今おっしゃった各回でそういうのというのは、ちょっと終わってからにしていただくということで...。

住民:そういう学者の方がここらへんはちょっと聞きたいなということがあれば、当然そこは、時間関係なく、発言を求めてもらっていいんじゃないですか。

部長:委員さんがこのことについて聞きたいというのがある場合であれば、それは委員さんの意向ですからいいんですが、随時こちらから話しかけていいんだというのは…。

住民:そこまでしてしまうとぐちゃぐちゃになってしまうから、それはよくないと思いますよ。でも、例えば間違った方向でまとめていってるとか、明らかに違うでしょうという場合は、やはり話していかないと...。

管理監:各回に、随時、住民の皆さんから意見が言えるようにと、こういうお話ですか?

住民:そうです。当然、まともにいくんだったらいいんですよ。ただ、中には ちょっと問題のある方向へいく場合もあり得ると思うんですよ。全然知らない 方がやっているということはね。

住民: まあ、 さん、それはちょっと自粛しましょう。大事な問題があれば、 それはまた次回の委員会でもう一回検討していただくということにして...。

住民: それは、それだけの回数があるんであればね。

住民:いや、そうしないと\*\*。

住民:月1回だけで、そんなん終わらない。

住民:専門家の推薦なんですけどね、お盆明けくらいに住民側から専門家を推薦していただきたいということで、\*\*では6、7名という全体の人数を提示されているんですけれども、何人推薦したらいいんですか?

部長:少なくとも1、2名はお願いしたい。

住民:少なくとも1、2名。じゃあ、5、6名を...(笑)

部長: まあ、1、2名。 あんまり多いとあれなので、少なくともというより1、

2名で。

住民:どの分野でもいいんですね?

管理監:それは結構です。

部長:うちのほうでも、よそでやられたときの委員さんの名簿とかいろいろあるので、特にあそこでやったああいうのがいいというので、その委員さんを選ばれるということであれば…。

住民:リストをいただけるんですね。

部長:それはできますので。

住民: じゃあ、リストを参考に。その中の方になるとは限りませんが、いただけると。

部長:自治会の皆さんのほうが、例えばあそこのやりかたがいいと思われるのであれば、そこの委員さんを選ぶというのも一つの方法ですから。まあそれは、皆さんのほうが選ぶという話ですから、我々は何も。とりあえずリストは渡します。

住民:じゃあ、お願いします。

司会:先程説明させていただきましたこと以外にでも、ご意見等ございました らお願いいたします。

住民:先程の住民と県の定例協議というのがあるんですけども、具体的にどういうことなんですか?早速皆さんの意見をきいて対応せなあかんなと思うんですけど。

管理監:我々は、例えば、第一何曜日とかそういう、できれば、こういうものすごい頻度で検討委員会も開かれますので、メインストリームの方ですからそれに応じた頻度でやっていただけたらなあと。だから、月2回とかですね。

住民:希望は、県の方は月に2回?

管理監:2回とか、まあそれは大変ですからわかりませんが、そういうことを...。

部長:イメージ化したものがないのでなかなか...。もし年内に全部やろうと思うとですね。

管理監:どう思われますか。

住民:自治会長さんに一回聞いてもらって。ある程度イメージしておかないと。 せっかくの\*\*、自治会長さんに聞いてもらえたらありがたいんですけど。

住民:検討委員会はどうなんですか。月1くらい?間隔は?この日程から見るとそうなんかなあという感じがします。

住民:7ヶ月に8回ですから。

住民:そうですねえ。月に1回の勘定ですね。

管理監:そうですねえ。そう思いますね。

住民:その前後やなぁ。前後になるな。

管理監:たちまちは、8月、もう一度ご検討を。

住民:そうですね。すると今日栗東市の市役所でやったわけなんですけど、やはり公平な立場からね、やるという観点から、やっぱり栗東市さんにも汗をかいてもらったほうがいいかなあと思っていて、毎回の議事録等を栗東市さんが、ちゃんと作っていただくのがいいかなと思うんですけど。話し合いを客観的な、こういう話し合いがありましたということをまとめていただく。その役目は、開催は栗東市役所でやっていただいて、議事のまとめみたいなのは毎回栗東市さんが作ってもらうというふうにしたらどうですかね。まあ、県は県で独自に作っていただいてもかまわないんだけれども。

管理監:それはちょっと調整させていただきます。

住民: 栗東市さんは座ってるだけじゃね。住民と県がこれだけ汗かいてるんだから、栗東市さんもちゃんとこの問題に関わっていただいたほうがいいと思いますよ。

管理監:確かにこういう話し合いの場、今年度入ってからかなりの頻度でさせていただいてますけれども、この場の性格といいますか、もう一つ曖昧な部分もあるんですよね。なんかこう、連絡会さんと県、市。それと連絡会さんは、取りたてて代表を設けられているわけでもないということですね。

部長:ちょっとそこらへんは、また、ご相談させてもらって。

管理監:今のあれは、相談させてもらいます。

住民:はい。

住民:ちょっと、違う話でもいいですか?今、その話だけですか?今、有害物とか、スケジュールの関係とか、その他でもいいですか?

司会:どうぞ。

住民:昨日ですけど、北尾団地の方に行ってきました。そしたらフェンスのところで、言ってたあの問題、あの、土盛ってますね、今現在。土を盛られてる。あれ僕らとは、何も同意してませんよね、僕ら。合意してないですよね。なんで、それが勝手にどんどん進んでいくんですかね。僕らは反対で終わってるはずですね。あの広場の話。なぜあれがそんな、どんどん進んでいくんです?今もうかなり盛土してますよね。元はGLより低かったと思うんですよね。今はGLよりはるかに高くなってる。ところがトータル1メートルくらいは土盛りされてますよね。そして、新たなフェンスの材料も入れたと。これは、なぜなんですかね。どうして、みんなと話をもっと詰めてからしないんですかね。こういうことが、不信に繋がるわけですよ。どうしてしないんですかね。

管理監:あれにつきましてはですね、3月の県議会でも議論はして...

住民:それは一方的な話であって、私たちの話ではないです。

管理監:そこで申し上げましたのは、やっぱり北尾さんといいますと処分場に

一番近い、調査を...

住民:あのね、あそこだけが被害を受けているんじゃないんですよ。違うんですよ。

管理監:そうなんですが、その一番近い、それから緊急対策工もございました。 焼却炉を撤去する。騒音もあったと思います。あるいはまた、振動もあったと 思います。で、調査もまずはご協力いただかないといけない、臭気もするでしょう。そういう自治会から自治会として、あそこを広場として使いたいと、こういう要請がございました。で、我々も検討させていただいたんですけれども、これは、県の強要でなしに自治会としての要請だということで、これからご協力をいただかないといけないということから、それじゃさせていただきましょうと、そういう判断をした訳でございまして、これについては公式の場、県議会でもそういうことで申し上げた。で、今年度着工するに際しましても、改めて事前に各自治会長さんにも、報告でございますが、こういうことにさせていただきますということはお伝えを申し上げて現在に至っていると、こういうことでございます。

住民:ということはですね、例えば上向さんが私らの場所を作ってくれと言う たら作るわけですか?一緒でしょ。

部長:あれは裁判所の管理下にある土地ですので、裁判所の方に要請をして、 いいですよと、ようやくご理解をいただけたわけですね。なので、早めにして おこうと、こういう話であって、まさに県有地化の話と一緒だろうと思うんで す。これ、裁判所がいいよって言ってくれたときには、早いうちにしていかな きゃいかんので、また、ダラダラおいておいてもですね、それはまた、色々。

住民:今の答えは質問とは全然ずれてますので...

部長:いえいえ、その...

住民:違います。私は、例えば他のところが言ったらできるんですかと言うてるんです。そんなもん関係ないです。それから、貸し出し期間はどれだけの間ですか。いつまで貸すんですか?

管理監:あれはですね。今ちょっと部長から説明がありましたように、あれは

破産管財人が管理しておりまして、破産管財人あるいは地権者の了解を得てということが一つございます。で、これはいつまでだと、こういうことでございますけれども、これは基本的にその対策工事、これは中身はわかりませんが、長期間かなりの規模の土木工事があるわけでございますので、対策工事の...

住民:ようするに対策工事期間ということですか。

管理監:そういうことを考えてます。

住民:考えてますじゃないんですよ。そうなんですか。はっきりと、そうなんですか。対策期間なんですか。

管理監:はい。いわゆる対策工、つまりこのスケジュールと対策工事の期間内。

住民:そして、貸出し地代はどうなるんですか?

管理監:これは県が、破算管財人、あるいは地権者から借りてそれを北尾さん にお貸しする、こういう仕組み、無償で借りて無償でお貸しする、こういう仕 組みです。

住民:褒美やわね、要するに。無償で貸すというのは。県に一番に賛同したから。そういうことの褒美でしょう。

部長:ただでお借りしたものですから、うちが有料でお貸しするわけにいかないのでね。

住民: そんなんじゃないですよ。それじゃあ、これの費用はいくらかかったんですか? 土、だいぶ盛ってますよね。それでフェンスしますよね。いくらかかるんですか? これ、費用。トータルいくらですか?

管理監:確認してみないとわかりませんが、約2、3百万。

住民: 2、3百万もかかるの。2、3百万もかかって、ただで貸すわけやね。 要するに、これは褒美でしょ。私たちに賛成したと、だから褒美でしょ。そん な迷惑かけたんであればね、他の団地の人らでも迷惑かけたじゃないかと、土 地貸せよと言われたら、貸さんといかんわけですよ。 管理監:ただ、今後とも協力いただかねばならない直近の自治会なんですよ。

住民:一番に賛成してくれたから。

部長:それは関係ないですよ。

住民:いや、そうですよ。一部の人。

管理監:決して報賞的な意味でしているわけではなしに。

住民:一部の人に貸した占有の土地ですよ。占有させたわけでしょ。そうしたら、この使用できる人の範囲はどれだけですか?あそこの団地の人だけですか。 他の人はできない?

管理監:あくまでも北尾団地にお貸ししておりますから。

住民: そういうことやね。明らかやね。で、それは誰あてに出すんですか。これは、許可を。

管理監:許可?

住民:会長ですか?自治会長ですか?

管理監:契約は知事と自治会長の契約になります。

住民:あのね、

管理監:はい。

住民:これからちょっと、重大な問題に入ります。

管理監:はい。

住民:あの場所、あの場所というのはこの地図で言うとこれですわ。要するに、 昔、調べてるんですわ、坪掘りでね。O・P・Q・R、ここらへんを今の場所 にしたわけですよ。この場所っていうのはね、平成3年度の深掘りのある場所と全く重なるわけですよ。そういう場所です。特殊な場所なんです。だから、私たちは深掘りしてほしいと思ってる場所なんです。それを今あのようにされたと。これは、のさんが書かれた図ですけども、この場所、全く一緒の場所ですよ。この場所に平成3年度の深掘りの可能性が高いわけですよ。これは北尾の、昔北尾に住んでた人がビデオカメラで撮っておられる写真、私も見ましたけど。それも結構深く掘ってあった。その場所なんですよ。

部長:ということは、同じ所をもう一回掘れということですか。

住民:そういうことです。だから、何の為にしたのか、私たちに何でもっと話をせんかったのかということを言ってるんです。

部長:ということは、前に掘った所をもう一回掘れということは、前のが信用できんということですか。

住民:これはね、深さが5メートル程しか掘ってないんですよ。実際の深さは 12メートルほどあるんですよ。だから、底って何も見てないんですよ。見てないから掘ってくれと。そして、一番低いんですよ、場所的にも。C - 1という地点、ここらへんなんですよ。本来であればこちら側が鉄塔側ですけど、こちら側が低くなるのが当たり前です。それなのに、ここが一番低い。深掘りの場所と合致するわけですよ。坪掘りで5メートル程しか掘ってないんですよ、実際は。一番底なんて、何も見てないんですよ。まだ、未調査ですよ。だから、私達はここを造るのはおかしいやろうと言うてるんですよ。それなのに、もうあんなことまでしてある。早速どけてもらわなあかんようになってくるわけですよ。

部長:これはどこを掘るかというのは、これからまさに検討するわけですから ...

住民:だから、そうですよ。だから、その場所ですよ。だから、なぜ先に私たちに話をしなかったんですか。

部長:いやいや、そうじゃない。これから、話し合いもしますし、我々も...

住民:これから話し合いをする段階でね、なぜ先行して盛土までして、影響す

る予定の広場を造成されたんですか?だから、これから相談してですよ、ここは詳しく調査をしなきゃいけないということになれば、それはもう一回掘りかえさなければいけないんですよ、ということを彼が言っているんですよ。

部長: じゃあ、 さん、もし、ものすごく、そういうふうにご意見をお持ちであれば、前からこれを広場にするとわかってたわけですので、もっと前からそういうご意見をいただいて...

住民: 当然、皆が話し合いをしてからの話でしょうが。勝手に進めたのはそちらでしょ。

住民:それはこの前、話はちょっと出たんです。皆さんご意見が出たでしょ。

住民:反対意見ばっかりだったじゃないですか。

住民:その場で。反対意見が...

住民: 賛成は誰かありましたか。

住民:3月の段階では、ひょっとしたら、もう一回調査し直さないといけないかもわからないから、それ、ストップされたらどうですかという意見が出てます。

住民: C - 1地点でもね、かなり有害物質がたくさん出てるわけですよ。ダイオキシンなんて420倍出てるしね。

住民:3月の段階で。

住民:この場所、深掘り言うたって5メートルほどですよ、本当に。

住民:最初に硫化水素高濃度15,200でした。そこから出てるんですよ。 大丈夫ですかね。

部長:もう一回そこらへん、私も帰ってよく資料を見てみます。

住民:今、前から知ってたんでしょというけれどね。あれは緊急対策の話の最

終回のときに終わり頃のときに出た、その話が。だから、それがおかしいやろ、 あかんやろと言うてんのに、そういうことになってる。 県は金がない金がない 言うて、そういうのに 2 、 3 百万かけるとはどういうこっちゃ、これは。

住民: そしてね、深さ12.7メートルって書いてるんですよ。今のGLから。 5メートルしか掘ってないと、7メートル以上が未調査区域ですよ。どうすん の、こんなん。

住民:今後の話し合いに関わる話なんですけどね、僕は両刃の刃かなと、お二 人の話を聞いて思ったんですよ。県の批判をするのは、一定の説得性はあるん だけれども、同じ住民としてね、北尾さんとのコミュニケーションが取れてな いというのはね、住民側としてもやっぱり問題あるかなというふうに思います ね。できたら、こういう話し合いの場に北尾さんも入ってもらった方がいいん ですよね。そうしないと、今回みたいな形で行き違いがあって、県が始めから 切れたみたいな形になっちゃう気もするんだよ。そのへんは、ちょっと栗東市 さんにもさっきも言ったんだけれども、やっぱり、栗東市民全体の問題として 考えてもらって、特に関わってる北尾自治会の人たちは、我々の話し合いにも 入ってもらえるように。だからこういう話し合いは、栗東市民は誰でも聞ける ようにという形でね、栗東市の広報かなんかでも宣伝してもらいたいし、でき たらみんなの総意でこの対策あるいは調査というものを進めていくべきだと 思いますわ。だから個別にね、北尾さんと話し合いをして広場を造ってしまう というのはね、確かにちょっと勇み足だったかなという気も、私もしますね。 だからといって県が全面的に悪いってわけじゃないんですよ。我々も北尾さん とコミュニケーションをとろうとしているんだけどうまくいってないので、お 互い様の面はあるんだろうと思うんですけども。

住民:念のためにひとつだけお訊きしたいんですけどね、今の北尾団地さんが 直近の自治会だからというお話なんですけど、上向と北尾団地でいうと、直近 というのは距離を言われてるんですよね。

管理監:そうですね。それと目の前にフェンスがある。目の前から焼却炉が見えたとか建物があるとかいうのもありますし、実際この調査するときでも騒音なり粉塵なりですね、もちろんいかないように対策はしますけれどもゼロにはできませんのでね。やっぱり直接被害と言いますか、そういう影響を被っていただいていると、我々はそう思っておりますし、今、連絡会と北尾さんと2つのチャンネルでやってまして、やっぱり6自治会、6対1やから6の方が重い

とか、我々もそういう判断もなかなかできない部分もありますので、広場についてはそういうことで進めていると。ご理解いただけないと思いますけどね。

住民:私がね、教えてほしいのは北尾団地さんが距離的には一番近い自治会であるがためにという説明だったんですけど、それじゃ上向が何メートルで北尾団地さんが何メートルなんですか。

管理監:上向さんも当然近接の自治会という認識はもちろんしてますけれども、 実際はそういうお話はございませんでしたのでね、今までは。

住民:だから、直近という言葉を使われたから、それであればね、北尾団地さんが何メートルで、上向、特に上向の北側です、それが何メートルなんです?

管理監:測ったことがないのでわかりませんが。

住民: それが予めわかっていてね、わかっているからこそ北尾団地が直近という言葉を使われてるわけでしょ。

部長:それはですね、そんな距離測ったというより、まさに多くの戸数が目の前に言わばゴミの山が迫ってくるような団地という意味で北尾さんはそういうところだったなあと、そういう意味で申し上げている。

住民: それはあなた詭弁ですよ。北の山がどれだけ接近してると思ってるんですか。

部長:いやいや、北尾が元々、セットバックしましたけど、その前までは家からも全部見える状態の中にあったと思います。

住民:それは北の山だって、途中で山があるから見にくいだけであって距離的に測ってみなさいな。ほとんど変わらないですよ、距離で言えば。逆に言えばね、北の山の方が隣接してるかもわからないんですよ。そういうこともせずに北尾団地さんが一番直近のという、そんなことを使ってほしくないです。上向のこの北の山がね、どれだけ今まで迷惑を被ってきたと思っているんですか。そういう言い方するんでしたらね、北尾団地さんがどうこう、上向がどうのこうの、じゃ中浮気さんはどうなるんですか。何を基準にして直近とかね、やれあなたのところは遠いとかね、そんな言い方はないでしょ。違います?それは

おかしいです。その言葉は詭弁ですわ。

住民:今のやられたことは行政としてやるべきことではないですよ。公正を欠きますよ。間違ってます。

住民:迷惑、迷惑言うけどね。一番迷惑受けてるのは小野地区やわ。わかってるの?見えるとかそういう問題とは違う、実害は。おかしい、その考え方は。だから、 さんが言うように県の案をのんだからやろと、こうなってくるわけ。そこで県は我々を差別化してるわけ、対応が。

管理監:決してそんなことは、こういう話し合いを北尾さんは北尾さんで持たしていただいている。そういう中で、そういう意向があってどうするかということで、じゃあ、させていただきましょうと、こうなったわけです。

住民:緊急対策の話で最初はそういう話は全然なかった。最後の最後で「これなんですか?」と言うたら、「こういうことです」ということだった。時間もなくなってきてから。

住民:とにかくね、この場所はどうしても掘ってもらわなあかん場所ですわ。 これは私もビデオ見ましたけどね、かなりひどかったですよ。北尾の昔の住民 ですけど、今はおられないけど。おそるおそるビデオ撮っておられるわけです。

住民:よろしいですか。今ね、 さんがおっしゃったね、それ私もね、今度調査、検討に入るときには、あの箇所は是非やらなあかんところやと思ってます。当時北尾に住んでおられた方が写真を撮っておられた。日付の入ってる写真があった。大型ユンボが下の方に小さく写っている。位置がはっきりわかる写真がある。その問題のところは、その時は処分場として許可されてない場所、完全な不法投棄の場所だった。そういうこともあって後であそこは平成10年かなんかのときに処分場として許可された。既にその前に不法投棄されてて追認したわけです。そう言うてましたがな。

住民:確か、前にボーリング調査をやったときに北尾の反対で北尾団地側のボーリング調査ができませんでしたよね。そういうことがありましたよね。今後、僕らがあそこのところをもう一回深掘りしろとかボーリングしろと言っても、北尾が反対する可能性は十分あるんですよ。そこを考えなければいけなくてね。北尾さんと我々と県との中での共通認識みたいなものを作っていかなきゃい

けないんだと思います。上砥山さんが大変だったのはそのとおりなんだけど、 私は、生活影響調査のデータからすれば、やっぱりこれまでで一番被害を被っ ているのは北尾団地ですよ。

住民:それは決められませんよ。

住民:生活影響調査の中で一番さまざまな生活の被害を訴えたのは北尾の人た ちが割合的には一番高い。これまでの苦痛ということも考えてあげないといけ ないと思いますよ。だから、そこも考えてね、やっぱり北尾の人たちとも話し 合いを進めながら共通にしていかなければ、我々がいくら広場にするなと言っ たって、 県は板挟みになっちゃうよね。 北尾はガンガン広場にしろと言ってる のに我々は掘れと言ってるという状況じゃ。これじゃだめなんだよね。前に小 野さんの話が出たけれども、我々は少しでも水処理施設を稼働させて少しでも きれいにしようということを言ったけれども小野さんは排水を経堂池に流す のは反対だと言って頓挫しちゃって、結局動かなかったことがあった。それと 同じで、個々バラバラで対応していったら車の4つの車輪がそれぞれ別の方向 に向かって走るようなものでね、全然前に進まないんですよ。そこはやっぱり 考えてもらって、どうやって住民全体の意見というものをまとめあげていくの かという工夫が必要だと思う。それはね、県だけの責任ではないと私は思いま すが、ただやっぱり県のイニシアティブというのは大きいなというふうには思 いますし、そこを踏まえて、改めて言わせてもらいますけど、広場はちょっと 拙速だったかなというふうには思いますけどね。

住民:県が持っている資料と地元が持っている資料、これがどうも一緒になっていない。共有されていない分があるんとちがうか。だからそれぞれ意見が違ってきます。そういう面もあるんとちがうか。特に、先ほど話にあったように、これにしても、先ほどの写真の問題にしても、そういう問題が、県もきちっとした整理をされていると思うし、我々いろんなことを聞いているものもあるわけですね。それはもう、10年も何年も前からの話を聞いてるし、地元の田んぼの水の問題にしても聞いているわけです。ただ、\*\*みたいのも現実あるわけです。そういうものを踏まえるとやはり、地元の持っている資料と県の持っている資料とをお互い共有してはじめて検討していかんことには、前に進まないのとちがうのかなと思います。

部長:まさにおっしゃったように思いますので、とにかく情報を共有しないと 話に齟齬が生じますし。新しく役員になられた方もいらっしゃるわけですの で、できるだけわかりやすい資料を早急にまとめさせていただいて、これが 不足しているとかいうような部分をきっちりやらせていただきたい。

管理監:いろいろ過去反省すべき点は多々あったと思います。今年度は早い段階で事前に情報を提供させていただこうという努力はさせていただいているつもりでございます。まだまだ到らない部分があると思います。今後とも、そういう思いでですね、事前に、早い段階で情報を出させていただく。共通認識を持つようにという方向でがんばらせていただきますのでどうぞよろしくお願いします。

住民:まあ、どっちにしてもあの場所があのままでいいとは思いませんので、 このまま県が進められても結局はどけなあかんのとちがうかなと思いますけ ど。

では、ちょっと話を変えて、違う話をしますけど、分析の関係ですけど、含有とか溶出、ろ過の問題もあります。これ先ほど、ちらっと言われましたけれども、僕らはね、これろ過の場合です、青く線が引いてあるやつはろ過した場合、してなかった場合、その量があまりにも違いすぎる。ろ過したらいかにきれいになるか、いかに有害物質が出てこないか。何百倍も違いますからね。含有に溶出だってそうですよ。鉛が1000倍、というか、1000mg出たところでも溶出はゼロ。それで有害物質を見つけにいくというのはどだい無理な話。やっぱりね、見つけにいくというのであればそれなりのことをやらんといかん。

もう一つの焼却灰のこと。焼却灰は私は電子レンジで見つける方法があると言いました。それに対して、なんか変な理由でその必要はないということが書いてあったこともある。けれどね、焼却灰というのは、有害物が入っているというのは、もう一般的な常識なんですよ、普通ね。鉛やとか、ダイオキシンやとかね。入ってないものの方が少ないくらいです。ほとんどのものが入ってるんですよ、有害物が。だから、あちこちの焼却灰で問題になっているし、焼却場でも処理に困ってるわけですよね。そういう現状がある。

やっぱりね、そういうものがあること自体が、僕らおかしいと思っている。 溶出で出るか出んかという以前に、そんなところにあること自体が大問題だ と思う。現に浸透水でかなりの濃度で出ていると。鉛でも 610 倍だとか、出 てると。ダイオキシンなんて 2000 倍出てると。で、ろ過したら出てこない。 だからいいのか。そんな問題じゃないと思う。やはり、地下水汚染している、 その源になるということは明らかである。無くなるということはないんやか ら。この前、環境省の荒木室長も言いましたけれども、私、質問で、あれは いつになったら安定化しますか、安定化というか無害化、要するに分解ですね、しますかと言ったら、分解しませんと言いましたからね。PCB とダイオキシンを聞いたんですけど、分解しませんという答えでしたね。じゃあ、大量にあるそれは、いったいいつになったら無くなるのか。無くなるというか、いったいどうなるのかと。安定化というのはどういう形になるのか。私、これ環境省に質問も出してます。その中の一つですけど。いったいどうなるのか聞いてます。そこらへんも踏まえた調査をして除去すると、そこまで踏み込まんとね、僕ら納得できへんですよ。そこらへんについて、ちょっと聞かせてもらえます?この問題大きいですからね、簡単に納得できないです。

管理監:6月28日の さんもそういうこともおっしゃいました、 さんもそう。水質の分析についてですね、環境省としては、まず、公定法があるので基本的にはこれで調査するということであろう。しかし、全量調査を実施するというのは、これは何の懸念に対してするのかということは専門家にもご相談していただきたいと思うと。必要があるということであればそれはされたらいいと思うと、しかし、目的がよくわからなくてもやるということはなかなかしんどいなと。しんどいという言葉を使われたんですけれども、そのへんを整理してくださいよと、こういうことを言われてますので、そこは さん、調査検討委員会で地下水の専門家なり、廃棄物あるいは土壌の専門家もおられますので、ともに勉強して、よりよい方向を見つけるということで、今のところは、ご理解いただけませんでしょうか。 さんどうでしょうか。

住民:調査専門委員会というのは、対策工は別にしましてね、調査分析については調査委員会は結論を出すんですか。決定するのは県ですか。それはどうなんですか。助言受けるだけですか。

管理監:助言受けてどうするかというのは、やはりこういう場じゃないでしょうか。「我々納得できませんよ、こう心配ですよ、もう少しつっこんで専門家に」と、こうなるんじゃないでしょうか。

住民:それで、今、 さんが言われましたように、私ら、他の住民の方も大 多数がそういうご意見だということを確認してますけれども、いわゆる溶出 試験、水の場合はろ過試験、これで評価判定されることについては、我々と しては同意できない。それは、非常に不安だからです。たとえば、溶出する ものは、最初から溶出した状態で埋め立てられているわけじゃなくて、年月

をかけて溶けていくわけですね。早く溶けるものもありましょうし、ずいぶ ん年月をかけなきゃ溶けていかないものもある。つまり難溶性ですね。水の 試験だってね、もちろん目に見えないぐらいの細かい粒子、コロイドのよう な状況に重金属なりいろんなものが付着して、それが、地下水として流れて いくと、そういうことを専門家の人にしてもよく言われてますね。そういう 形で、付着した状況で流れていくんです。にもかかわらず、溶出で溶けない ものはいいんだと。短時間にね。短時間に溶けないものは、直接口に摂取し なければいいんだとか、そんなわけのわからないことを時々耳にするんです けれども、そんな馬鹿な話はない。やはり、こういう処分場の跡地を、対策 をして、将来にわたって本当に安全で安心できるような対策をしようという のであれば、現在、地下水なり土壌なりが汚染されているその汚染させてき た素因ですね、それをやっぱり除けてもらわなきゃいけない。今出てるもの はともかくとして、素因が残れば、またそれがいずれ出てくるんです。だか らね、そういう例えば含有試験、判定基準を超えるような、含有試験のもの が存在した、しかし溶出試験では基準以下であった、そういうものを除去せ ずにおいておいてですよ、未来永劫それは溶けないんだ、環境条件の変化だ って当然いろいろあると思うんです、大きな周期なりなんなりでですよ、そ ういう環境条件の変化に対しても溶けない、そういう根拠があれば、説明し ていただけたらありがたいわけです。たぶんあるはずはなかろうと私は思う んですけどね。物質によって比較的溶けやすいもの、溶けにくいものいろん なレベルがあります。そういうものをひっくるめて我々は汚染の素因と考え ています。これを取ってもらわなければ住民として安心できない。そういう 意味で、県が一番当初に提案されたいわゆる囲い込み、これを住民はこぞっ て反対してきた。そうでしょう。それを取らなければね、また囲い込みにな ってしまうんですよ。だから我々は反対している。そういう案は受け入れが たいと申し上げてるわけですね。

管理監:よく分かります。よく分かりますけど、そういうお話は28日にもされたわけですが、やっぱり荒木さんもなかなか難しいと。

住民:疑わしいものはやらなきゃいかんのですよ。疑わしいものは疑わしいで 放っておいてはだめで、疑わしいものは除ける。これがね、やっぱり行政の 本当に住民側に立った考え方だと思います。

管理監:だから、それは少し言いましたように、専門家のアドバイスをともに 受けて、そういうことで。 住民:それは聴いたらいいんですよ。

部長:今は基本方針的なことをお話しているわけですが、環境省が言っているケースだって、いろんなケースで対応は若干ずつ違いがあるわけですね。これは当然だろうと思います。やはり、地域、ケースによって対応はわずかずつ違いが出てくるだろうと。当然そういうのは、これから具体のケースの中で工夫できるところは工夫する。環境省とも協議する、専門家とも、もちろん住民の皆様の意見は聞いてですね。例えば、こういう地域の方はそれで環境省がいいと言えばその方針でいいという方もあれば、もう少しこんなことしてくれなければというところもあるでしょうし、それは、ケース、ケースで当然多少の違いはあるんだろうと。具体のケースでどこまでなら可能なのか、できるだけ除去すると我々も申し上げているので、そこは工夫をしながらできる方法を考えていくということになるんだろうと思います。ですから、今、なにもかもOKですとかそんな話じゃなくて、やはり具体のケースの中で、オープンな形で可能なものはやっていく、こういうような話になるかと思います。ですから、今、何でもOKですよとかね…

住民:それは、なにも今決めるわけではない。しかし、基本的に我々の考えは そういう考えですよということを申し上げて...

部長:我々も、できるだけ除去するというのははっきり申し上げてるわけですので、その方向でどのようにしたらできるかというのを、工夫をしなければならないし、環境省とも協議をしなきゃいかんだろうと思いますので。究極は県も県有地化をできるだけしたいと申し上げているわけですので、県有地化というのが一番、ある意味では、県が持っていて有害物質が流れ出ているというのに、いやそんなの知らないと、今度はまさに県が排出責任者みたいな形になってしまいますから、そんなことしておくわけがないわけですので、これが究極の責任...

住民:しかし、それもね、「検討する」でしょ。

部長:いや、 さん、ちょっと言わせてください。それはね、私らも議会の 議決も何もいっていない段階でね、必ず取得しますとはなかなか言えないの で、それはご理解をいただきたい。 住民:しかし、これはね、逆に、有害物がきちっと取れたと、どれくらい取れるかわからないけど取れたと。要するに土地の価値が上がった。それじゃ地権者のほうが私に返してくれと。その時はどうなる。そこらへんまで考えてしてほしいんですよ。僕らこんな腹立たしいことないですよ。これだけみんな苦労しながらね、話し合ってね、そして土地の価格が上がったら、私に返してくれと、私の土地やと。こんな馬鹿な話ないですよ。それだけは絶対にないようにお願いしたい。

部長:万が一そんなことになっても、その何倍もの請求書がいきますから。返してほしいということはないと思いますが。

住民:それと、今、市の方がおられるので市の方にお伺いしたい。市の上水道で、今ろ過しておられるのはどういう方法ですか。

乾澤部長 (栗東市): 市のですか。

住民:はい、どういうろ過をしておられますか。

住民:そこでひそひそ話やめてくれる?大きい声で話して。何を話してんのいったい。

中村主席参事:専門じゃないけどお答えしますと、通常、砂ろ過施設で、塩素 を入れるとマンガンが吸着する、そのマンガン砂ろ過を使われています。

住民: それは、栗東市の場合ですか。僕は栗東市の場合を聞いてるんです。

中村主席参事:栗東市の出庭の水源地です。通常マンガンが出ますんで。

住民:それ、全部、県が把握してるということ?

中村主席参事:はい、生活衛生課に報告してますので、それを調べています。

住民:マンガンが出るからどうしてる?

中村主席参事:マンガンに消毒剤の塩素を入れると酸化されて二酸化マンガン になります。その二酸化マンガンは砂の表面に吸着しますので、その砂をマ

ンガン砂といいます。ですから、出庭の水源地に行っていただいて、こういうタンクがあります、この中の砂を出していただくと、真っ黒な砂になります。これは県の生活衛生課の方に出庭の水源地から栗東市を通してご報告があります。

住民:ということは砂ろ過ですね。

中村主席参事:砂ろ過です。

住民:で、砂ろ過以外は何をされてるんですか。

中村主席参事:砂ろ過以外はなかったと思います。

乾澤部長(栗東市):急速ろ過です。

住民:急速ろ過ね。

乾澤部長(栗東市): 今、新たな所は設置できる状態にしています。

住民:え、どういう意味?

乾澤部長(栗東市):出庭水源地の方は急速ろ過で処理してますし、出庭の新たなところも設置できる状態にしているということです。

住民:この急速ろ過というのは、中は砂じゃないんですか。

中村主席参事:通常、砂です。

住民: そうですね。だから要するに砂ろ過なんですよ。だけなんですよ。だけ。

中村主席参事:今申し上げましたように、そこに塩素という酸化剤が入れば...

住民: いやいや、それはあんたが言うてるのはマンガンの話。私は全体のことを言ってる。いろんな話を言ってる。

中村主席参事:いや、ですからマンガンが取れれば、鉄も酸化されますので鉄

も取れます。

住民:ああそうですか。鉛も取れるんですか。

中村主席参事:鉄が取れればヒ素も取れます。同じです。

住民:鉛とヒ素と。

中村主席参事:鉛は取れるはずですけど、あそこで出てませんので。

住民:いやいや、取れるはず、ということはわからない。

中村主席参事:ええ、あの...

住民:ヒ素は。

中村主席参事:ヒ素は取れます。なぜかというと鉄が酸化されて水酸化鉄になって吸着されると同時にヒ素も共沈するということです。

住民:じゃ、他のトリクロロテトラとかシスだとか...

中村主席参事:あそこの場合はそういった曝気措置はないと思いますので、ターゲットは金属類ですね。

住民:金属だけやね。

住民:十里の方も同じですか。十里の水源地。

中村主席参事:十里もろ過だったと思います。ちょっと調べて...

住民: あの、微生物だから虫が出たとかでフィルターをかましているとかいう のを聞いたことがあるんですが、そんなことはないんですか。

住民:あれはきれいな水が...

中村主席参事: それは十里のことですか。出庭の方?

住民:出庭の方。フィルターかましてやるような話でしょ。

中村主席参事:可能性としては鉄バクテリア、鉄が多い場合は鉄バクテリアを 利用しますので、その可能性はあります。

住民:きれいな水しか住まん虫。そのろ過した砂はどこへ処分するわけ?

中村主席参事:いやいや、それは詰まってきますと逆洗します。砂はそのまま 使います。

住民:永久に使うんですか。

中村主席参事:足していく必要はあります。粒が小さくなって出しますけれど も、これは処分します。

住民:どこへ処分する?

中村主席参事:ちょっと、栗東はどこへ処分されているかわかりませんが、通常は再生...

住民(聴取不能)

住民:きれいにするのもいいけどね、後処理もきちっとやっていかんと、これ からもまた公害問題が起こるから。

中村主席参事:ですから\*\*かなりの形で消えてしまいますので、\*\*。

住民(聴取不能)

住民:管理型やね。そうすると\*\*だったらどうする?

中村主席参事:量的にみましても何十年に一回か、それくらいのレベルですので、量は少ないと思います。タンクの大きさ見ておりますとね。外から見られますから。国道から見えますね。 \* \* 判断しますと。

住民:なんか市よりも県の方が説明するのも変な話だなあ。

司会:お時間の方も予定の時刻が迫ってますので、まだご発言されてない方。

住民:そしたら、県についての見解ということについて、別紙1、2、3という、それについてお聞きしたいんですけれども、その中で別紙1、これはもう5月12日ですか、一応合意しましたという内容が書かれています。その後\*\*もうちょっと確認して、5月28日ですか、県の方の横書きの説明をいただきました。その時に、県の見解としていくつか我々の内容について合意したというか、基本的に合意した。これでいいですよというものをいただいています。

\*\*の中の別紙2は、まだ追加確認事項ということになってますけど、私としては28日に確認されたんじゃないですかという思いもあります。で、そのへんを一回県の方は整理していただきたい。ここでやりとりしたらいいんですけど時間もないしね。特に、これはまだ確認、今後話し合ってやらなければいかんというのは、環境基準を超えるもの、含有、溶出、ガスも基準を超えたら除去してくださいよという内容のものとか、先ほどいいました電子レンジ、サンプリングの電子レンジ。それは、あの時は、それも考えますというふうに返事をいただいたんですけど、いただいた文書には全くその内容はなくて、違った内容だった。その二つが特に我々と意見の違いがあるかなあと思ってる部分です。他はそこそこ問題ないのかなあと。水の分析に関しても、ろ過というんじゃなくて全量でやりますよということもきちっとであると、ろ過というんじゃなくて全量でやりますよということもきちっとででであるがあると、言ったことを除いてはそこそこ県と住民の方との話は似かよっているかなと思うんですけど、それをちょっと私は整理してほしいな。

部長:基本的には、今おっしゃられたとおり、別紙2のところでですね、意見 の食い違いがあるところがそんなにあるわけではないだろうと思いますんで。

住民:こういうやりとりの間はそれでいいんですけど、文書にすると...

部長:それはさせてもらいます。だから、ここに別紙2なら2には分類してあるけど、個別に議論して、我々もこれでいいと考えるという部分ははっきりわかるように...

住民:明確化していただいて。

部長:それは、それだけ議論のやりとりも、その分省いていけますんで。

住民:結構、ずれが出てきてますから。

司会:ほか、今日ご発言されてない方。特に何かご意見ございますでしょうか。

住民:意見がないのなら。あの、もう時間がないので今後のスケジュールの話を確認しておきたいんですけれども、メインストリームのスケジュール表は改めて作っていただけるということで、それは次回出していただきたいと思うんですが、それと、これまでの調査データをわかりやすくまとめた資料ですね。それが2つ。それから今、 さんが言ったような別紙2に関する見解の整理と。この3つぐらいの資料を次回にいただければなと思います。これでよろしいですか。

管理監:はい。

住民:スケジュール的にはさっき月2回くらいという話が出てきましたけれども、大体向こう3回ぐらい、こんなペースで次回はこれくらいで次はこのくらいと、次はこんなことをやりますとわかっていくと、我々も会合がしやすいんですけれども、それはどの程度こちらは目論んでいたらいいんですかね。

管理監:自治会長さんにお聞きしてますと、夏はかなり行事もあって2回は難しいかなと言うこともお聞きするんですけれども、だから8月はもう1回、9月からは2回程度ということで。いかがですかね。

住民:1回なら。自治会長さん、1回なら何とかできそうだとは思うんですけ ども。

管理監:月一ですか。

住民:8月に1回ですよね。1回ならできるとは思うんですけど。

部長:1回はですね。2回は...

住民:2回はどうですか。僕、会長さんじゃないんで。

管理監:8月は、5日の話があるので。1回ご足労願わなければならないので。

住民:あ、5日の覚書の話がありますよね。あれは夜でしたっけ。じゃあ兼ねることはできませんね。それとは別にもう1回ということで。あと、専門家の推薦がお盆明けぐらいということになると、こちら側としてはそれを提示する機会になりますね。おそらく、それまで我々としては誰にしようかという話をしなければならないということになると、やっぱり1回かな。

管理監:お盆でいろいろとお忙しい方もございましょうし。

住民:そうですね。8月に1回、9月に2回。くらいのペース。

管理監:9月以降は2回くらいで。そういうイメージで。それとおっしゃっていただいた、できれば七自治会。

住民:北尾さんのご都合を聞いてね。そちらの方から呼びかけていただけると...

管理監:それはさせていただきます。

住民:そうするとお盆明けですかね。8月は。それとも8月あたまは無理ですか。5日にありますもんね。お盆明けですね。じゃ、8月のお盆明けくらいにちょっと日程調整して1回やって、今言ったような3つの資料と、こちらからは推薦の委員を決める。それでよろしいですか、みなさん。

住民:じゃ、そんなかんじで進めていくことになりました。

司会:ほか、よろしいですか。

住民:8月5日の件の説明をしてもらいたい。県庁での覚書の。

住民:具体的なことは今日説明いただくことになってましたね。

管理監:まだ、これは資料提供はいたしておりませんが、もう皆様方にはすで に事務局を通じてご案内させていただいたとおりでございます。 6 月 2 0 日 にいただきました見解書に係る覚書、6自治会長さんと知事、立会が栗東市長さん、それから環境省の新しい方でございますけれども吉田室長さんということで。大変申し訳ございませんが6時半から知事室でと、こういうことで日程を調整させていただきました。各自治会長さんにサインをしていただこうと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申しあげます。5日の件は以上でございます。よろしいですか。

住民: その時、自治会長さんは出席するんですけど、他の方はどうなんですか。 出席したい方がおられた時は。それは、ちょっと勘弁してほしいとか。

管理監:いえいえ、それは全然制約は。知事室の前のところでたぶんしますから、椅子もございますし。

住民:参加したい方はできますよと。

管理監:ということでございましたら。日程の関係もございまして意見交換ということは、ちょっとそういう時間はとれないんですけれども。大変申し訳ないんですけども。

住民:意見交換なし。

管理監:はい。

住民:30分くらいですか。

室長:最高30分くらいです。サインペンを用意させてもらいますが、お気に 入りの筆記用具があればご持参いただいても。

住民:自治会長さんよろしくお願いします。

司会:ないようでございましたら、本日はどうもありがとうございました。最 後に正木部長からご挨拶を。

部長:どうも皆さん長時間ありがとうございました。今後は今まで以上に精力 的に協議をしたり、ご意見を聞かせていただく機会も多くなることと思いま す。どうかよろしくお願いします。